

整理番号	19 - 26	事務事業名	障がい者居宅生活支援事業(ガイドヘルプ、ホームヘルプ、デイサービス、短期入所、グループホーム)		作成部署	保健福祉部福祉課	電話	内線812
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	上村 弘志	課長職名	小西 洋一	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	558	根拠法令等	身体障害者、知的障害者、児童福祉法					
〃 終了予定年度								
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	在宅で生活する障がい者への支援と家族の負担軽減を図り、障がい者の自立と社会参加を促進するため事業を開始した。なお、平成15年からの支援費制度では、各サービスは居宅生活支援事業として位置づけられた。							

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	安全で安心できるまち	(第1章)
	節	障害福祉	(第4節)
	施策	自立の支援	(第1施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	在宅の身体障がい児者、知的障がい児者	
	意図(何をねらっているのか。対象をどのような状態にしたいのか)	障がい児・者が安心して生活できるよう居宅サービスを提供し、障がい児・者の自立と社会参加の促進、介護者の負担軽減を図る。	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	支給決定数者身体88人、知的64人、児童112人
		17年度	支給決定数者身体101人、知的75人、児童111人

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

	区 分	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金	50,195	69,624	74,743	83,829
	道支出金	25,858	35,741	37,371	41,914
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	35,634	33,889	37,487	42,030
	合計	111,687	139,254	149,601	167,773
人件費(概算)	人数(年間)	0.50	0.50	0.50	0.50
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	4,500	4,500	4,500	4,500
総事業費 +		116,187	143,754	154,101	172,273

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	利用者数(ガイド・ホームヘルプ)	129人	155人	170人	190人
	利用者数(デイサービス)	90人	92人	100人	110人
	利用者数(短期入所・グループホーム)	40人・12人	38人・13人	50人・15人	55人・15人
	計	271人	298人	335人	370人
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	延べ利用時間(ガイド・ホームヘルプ)	21,723時間	28,288時間	30,000時間	30,000時間
	延べ回数(デイサービス)	3,715回	3,838回	4,000回	4,000回
	延べ回数(短期入所)	674回	1,012回	1,200回	1,200回
	延べ人数(グループホーム)	144人	145人	180人	180人
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	一人当たり居宅生活支援経費	428,734円	482,395円	460,003円	465,602円

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等	支援費制度への移行により、障がい者自ら施設を選択し契約する仕組みとなったため、事業者サイドが行政からの受託者としてのサービス提供者からサービス提供の主体者として利用者の選択に十分に 대응することができる体制整備が必要である。
---------------------------------	--

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	障がい者が在宅で生活を継続していくための支援であり、公益性が高い。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	在宅の障がい者を支援するものであり、今後もニーズは高まるものと思われる。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	指定事業所がサービスを提供する。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	国の負担基準額を準用している。	

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	在宅生活を支援していくために有効な事業である。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	利用者が事業所を選定しサービス提供を受けていることから効率性は高い。	

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	在宅での自立した生活を継続するための事業として有効であり継続していく。 なお、法律の改正に伴い、精神障害者居宅生活支援事業(19-41)を18年度から本事業の中で実施していく。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	1次評価のとおり